

件 名	学校外プールの活用について
担 当	学校管理部 学校施設課、学校教育部 学校保健体育課
概 要	<p>【ポイント】</p> <p>○学校外プールの活用に係る方針案を作成しましたので、その概要を報告します。</p> <p>【概要】</p> <p>○原則、移行対象校は、(1)～(3)の条件の全てを満たす学校とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜条件等の見直しを行います。</p> <p>(1) 築年数 改築の対象となる築40年以上のプールのある学校</p> <p>(2) 経費面での条件 学校のプールを利用する場合との比較において、学校外プールを利用した方が、経費面で効果が見込まれる学校※。※児童生徒数が一定以下の学校では、プールの維持・更新費用よりも、学校外プールの施設利用料（施設により異なる）が安価となり、経費面で効果が見込める。</p> <p>(3) 移動時間の条件 片道10分以内（借上バスに乗車するまでの移動時間を含む。）で移動可能な学校。移動は、徒歩による移動の方が利便性の高い学校を除き、原則バスで移動します。</p> <p>○前述の条件を満たす学校について、令和9年度以降、順次、移行を進めます。</p> <p>○学校外プールを利用する学校の授業数については、小学校は3時限連続を年3回、中学校は2時限連続を年4回行うことを原則とします。時数には移動時間を含みません。</p> <p>○(1)の条件を満たすが、(2)や(3)の条件を満たさない学校については、以下のとおり対応します。</p> <p>①経費面の条件により、学校外プールを利用できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数が多く、将来推計を踏まえても、経費面の条件により、学校外プールを利用できない学校については、原則、プールの改築を検討します。 ・プールの改築にあたっては、児童生徒や教員の負担軽減に資するハード面・ソフト面での対応を検討します。 <p>②移動時間の条件により、学校外プールを利用できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道10分以内に移動可能な学校外プールがない学校については、学級数や近隣校、既存プールの状態等を踏まえ、学校プールの共同利用・集約化を進めます。 <p>○今後、本方針は予算要求等の場面で対外的に示す予定です。</p>